

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 64 号

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成 17 年岩手県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調整交付金の種類等) 第 2 条 [略] 2 普通調整交付金は、次に掲げる額の合算額の市町村間における格差を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。 (1) 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、 <u>特定療養費</u> 、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額 (2) [略] 3 [略]	(調整交付金の種類等) 第 2 条 [略] 2 普通調整交付金は、次に掲げる額の合算額の市町村間における格差を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。 (1) 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、 <u>入院時生活療養費</u> 、 <u>保険外併用療養費</u> 、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額 (2) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る同号に掲げる額について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの条例による改正前の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる額については、なお従前の例による。